

子ども食堂推進事業 補助金申請書等への押印省略について

西東京市では、行政サービスの向上及び行政手続のデジタル化を進めるため、事務手続における押印の省略や電子データによる手続きを推進しています。

次の1と2を満たす場合は、子ども食堂推進事業補助金の交付申請書、請求書、実績報告（以下「申請書等」という。）への押印を省略できます。

- 1 補助金の申請書等の手続きについて、1つの電子メールアドレスを登録し、送信を行う。（複数の電子メールアドレスによる申請書等の送信は、押印を省略できない。）
- 2 領収書の取扱いについて、画像データによる提出が可能です。この場合、領収書原本は、当該団体において原則として5年間保存してください。

なお、上記にかかわらず、押印した申請書等の提出や申請書等の持参、郵送等による提出は、これまでどおり可能です。

押印省略等を希望する団体は、別紙「子ども食堂推進事業補助金申請書等の送信に係る電子メールアドレス登録申請書」を登録する電子メールアドレスにより提出してください。

※提出以後、当該電子メールアドレス以外での申請書等の提出は、できなくなりますので、ご注意ください。

西東京市子ども若者部
子ども家庭課